

# ＜札幌日仏協会／アリアンス・フランセーズ 規約＞

1989年2月 4日議決

1992年2月24日改正

1993年2月25日改正

1995年2月24日改正

2000年1月27日改正

2015年2月12日改正

2024年2月10日改正

## (名称)

第1条 本会は、札幌日仏協会／アリアンス・フランセーズと称する。

## (目的)

第2条 本会は、札幌市及び道内各地における活動を通じて日仏の文化交流・協力を促進し、言語・文化・技術・経済等の連携を密にすると共に日仏両国民の相互理解と親善の増進を目的とし、新しい人類文化の創造に寄与することをめざす。

## (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、在日フランス大使館、アリアンス・フランセーズ財団（パリ本部）と緊密な連携を保ちつつ、次のような活動を行なう。

1. 日仏文化に関する諸行事・集会（講演会、展覧会、演奏会、演劇、映画会、舞踏会、懇話会あるいはシンポジウム等）の開催。
2. 札幌アリアンス・フランセーズ（以下「学院」という）の運営（フランス語の修得・上達、フランス文化に関する講義その他の教育・文化活動）については、別途在日フランス大使館との間で締結している複数年協定に基づいて在日フランス大使館と協力して実施。
3. 日仏文化・学問・技術・経済等に関する研究の奨励。
4. 日仏国民その他フランスに関心ある人々の親睦と友好の拡大。
5. 日仏文化に関する新しい情報・文献・資料の紹介と便宜の供与。
6. ユネスコ創造都市ネットワークなどを活かし、札幌市のまちづくり活動に寄与。

## (所在)

第4条 本会の事務局は、札幌アリアンス・フランセーズ、札幌市中央区南2条西5丁目10-2 サンワードFビル 2F内に置く。

## (会員)

第5条 本会の会員は、下記のとおりとする。

1. 個人会員
2. 学生会員

3. 法人会員
4. 名誉会員

(入会資格)

第6条 本会に入会を希望するものは、原則会員1名の推薦に基づき、事務局長を通じて理事長に報告、決裁の上で会員となることができる。

(組織・役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 常任理事（事務局長1名を含む）及び理事 若干名
6. 監事 1名
7. 顧問 若干名

(役員任期)

第8条 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事および監事は、理事会において互選し、その任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(常任理事会)

第9条 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事（事務局長を含む）をもって、常任理事会を組織する。  
常任理事会は会務を掌握し、その責めに任ずる。

(理事会)

第10条 本会の会員の中から、会長が理事を選任し、総会が了承する。その任期は2年とし、再任をさまたげない。  
理事は理事会を構成し、第8条の役員を選出するほか、常任理事会に対し会員の意見を反映する。

(総会)

第11条 本会は、毎年1回総会を開き、前年度の活動、会計に関する報告を受け、新年度の活動、予算計画、理事選任の了承等、本会の運営の基本にかかわる事項を決定する。

(臨時総会)

第12条 会長及び理事会は、その発議により、臨時総会の開催を求めることができる。

(規約改正)

第13条 本規約の改正は、総会の議決による。改正案の発議は、常任理事会又は理事会の3分の2以上、

改正の議決は、総会出席者の3分の2以上の多数の賛成を要する

(資産)

- 第14条 本会の資産は、会費、寄付、遺贈その他の収入よりなる。  
本会と札幌アリアンス・フランセーズの資産は分別して管理される。  
本会の資産の管理および処分の方法は、本規約の枠内で、常任理事会の決議を経て定める。

(会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(雑則)

- 第16条 会員は、毎年1月1日より2月末までにその年度の会費を納入するものとする。  
会員にして、2年以上会費の納入を怠った者は、会員名簿から除かれることがある。

(その他)

- 第17条 本規約は、1989年2月5日から施行する。尚、経過措置として最初の理事会の構成は発足準備委員会の提案にもとづき、発足総会でこれを了承するものとする。

以上